

## 第12期滋賀県人権施策推進審議会第1回会議 概要

日時：令和5年10月18日（水）13:30～16:00

場所：滋賀県危機管理センター 1階大会議室

### 1 出席委員（五十音順、敬称略）

糸島陽子、坂元茂樹、芝滝全弘、杉山佐枝子、田村和宏、中村陸、野村喜代子、  
日野貴博、本田智見、山崎智

### 2 議題

- (1) 会長の選出および会長職務代理者の指名
- (2) 滋賀県人権施策推進計画の改定について
- (3) パートナーシップ宣誓制度について

### 3 議事

#### ◎開会

#### ◎滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

#### ◎出席委員の確認

12名中10名出席

（うち2名（杉山委員、日野委員）は Web 会議アプリケーション「Zoom」利用によるオンライン出席）

#### ◎資料の確認

#### ◎滋賀県人権施策推進審議会の運営について

資料1-1に基づき、当審議会は「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づく県の附属機関であることや、当審議会の職務、会議の公開・非公開等について事務局から説明した。

資料1-2により当審議会のこれまでの経過および今後の開催見込みについて説明した。

#### 議題（1）会長の選出および会長職務代理者の指名

滋賀県人権施策推進審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、坂元茂樹委員が会長に選出された。

また、滋賀県人権施策推進審議会規則第2条第3項に基づき、坂元会長より芝滝全弘委員が会長の職務代理者に指名された。

## 議題（2）滋賀県人権施策推進計画の改定について

<資料2-1～2-3に基づき、事務局より説明>

### 会長

何かお気づきの点等があればご意見を頂戴したい。

### 委員

資料2-3の4ページ「骨子案（たたき台）」の「改定後（案）」について、「12 さまざまな人権課題」の最後に「上記以外のさまざまな人権に関する問題を例示することを検討する」とあるが、「ひきこもり」は含めてもよいと思う。

なぜかという、ここ1～2年、自分が運営する若者支援団体にも以前よりひきこもりに関する相談が増加している実感があるし、不登校の子どもの数についてもここ数年、県全体で増加してきていると考えられる。

そうした子どもたちが中学や高校、大学等で学校に復帰することもあると思うが、ひきこもりの数は今後さらに増加することが想定されるので、ここに挙げられていてもよいのではないかと。

### 事務局（人権施策推進課）

国の方でもこども家庭庁が設置されており、県においても知事が「子ども・子ども・子ども」という方針を表明している中、将来を担う子どもたちの人権を守るという意味でも、この「ひきこもり」は非常に重要な項目であると考えられる。いただいたご意見を踏まえ、項目として含める方向で検討してまいりたい。

### 会長

内閣府では現在、子どもの貧困の問題に対応するため、教育分野と福祉分野が連携して対応する方針を検討しているという話を聞いたことがある。こども家庭庁の設置やこども基本法の制定などの動きがある中、国としてもこの問題について取り組む姿勢であるが、地方公共団体もその点を踏まえて取り組んでいく必要がある。

報道等によると、ひきこもりが10年以上と長期化することも多く、親の高齢化の問題もあるということでもあるので、そうした問題にも対応できるよう、県としても考えていただきたい。

## 委員

資料2-3の4ページの「改定後（案）」について、現行では「7 患者」だけであるのに対し、今回は「8 感染症」を新設したいという説明であったが、これは元々「患者」に含まれていた感染症に関する内容を抜き出したということか。

## 事務局（人権施策推進課）

この案の意図としては、「患者」と一言で言っても、そこには様々な方が含まれており、例えばがん患者や難病患者であれば、病気を理由として就職等で不利益を被るといった問題がある。そうした問題のほか、新型コロナウイルス感染症による様々な人権侵害や、過去にあったハンセン病患者に対する差別問題等も考慮して、感染症に起因する人権問題とそうでない問題を区分けして記載した方が分かりやすいのではないかとということで、こうした形で提示させていただいた。

## 会長

現行計画では「1 対象者別」として「人」を基準に考えられているのに対して、「改定後（案）」では対象者別の区分をなくした上で、「感染症」という項目を設けるということである。

私に関わった件の話をさせてもらおうと、国では現在、旅館業法の改正に伴う政省令の改正の検討が進められている。旅館業法第5条では原則として宿泊拒否をしてはならないとされており、感染症であるということが判明していれば拒否することができるが、旅館の従業員がその判断をすることは難しい。しかし、従業員の健康も守らなければならないということで、旅館業法の改正が必要ではないかということになった。

こうした中、過去に起きたハンセン病元患者に対する宿泊拒否事件では、既に病気から回復している人の宿泊が拒否されており、感染症患者の宿泊の問題が非常に大きくなっている。今回の改正にあたっては、こうしたハンセン病患者の問題だけでなく、障害者団体、がん患者団体、難病患者団体、自閉症患者団体、エイズ患者団体など、様々な団体のヒアリングを行い、ようやくまとまったところである。

この「感染症」については、新型コロナウイルス感染症だけでなく、今後の新たな感染症の発生の可能性も踏まえながら、そうした感染症患者への差別等が起こらないようにしなければならないという問題意識によるものであると思われるので、このように別個に項目を設ける形とするのかどうか、留意しながら考えていきたい。

## 委員

「骨子案（たたき台）」について、3点伺いたい。

まず、計画期間に関して、今回は10年間の計画を8年目で見直すということであるが、上位計画である県基本構想や基本構想実施計画の期間が12年や4年ということで、それ

ぞれ期間が異なる中、本計画の期間設定をどのように考えているのか、基本的な考え方をお伺いしたい。

2点目は重要課題の整理について、現行では「1 対象者別」で「1 女性」から「9 その他」があり、その次にまた「2 その他」がある形となっているので、これを整理するという方向性は間違っていないと思うが、「改定後（案）」では結局最後に「12 さまざまな人権課題」という、「その他」に類するものが設けられている。このような分類については、十分に議論することが必要ではないか。

3点目は確認であるが、「改定後（案）」の「5 部落差別（同和問題）」について、従前は「同和問題」とされている。時代の変化に伴い、同和問題の解決に向けた地域改善対策の対象となっていた同和地区の問題と、一般的な人権問題としての部落差別をこのような形で表記しようとしているのだと思うが、この部分の考え方について、もう少し説明をお願いしたい。

#### 事務局（人権施策推進課）

1点目の計画期間の問題については、人権に関する県民意識調査を5年に1回実施しており、この周期に合わせて計画を見直すのが適切ではないかというのが理由の一つである。

また、必要に応じて期間中の見直しを行うとしているところでもあるので、一つの形としては5年あるいは10年という、県民意識調査の実施周期に合わせたものでもできると考えている。他の計画等では法律の規定に合わせた計画期間としているものも多いと思われるが、本計画についてはそうした決まりはないため、皆様のご意見も踏まえて期間設定を考えてまいりたい。

2点目の問題については、例えば法務省の人権啓発冊子では「その他」という区分を設けず、また対象者別といった分類もなく、1から17までの個別の人権課題を羅列する形となっている。しかしながら、この17までの人権課題で全ての人権課題を網羅できているかという点、決してそういうことでもない。この点についても、皆様のご意見をいただきながら、国の動向等も踏まえて検討してまいりたい。

3点目については、法務省の表記に合わせて「部落差別（同和問題）」とさせていただいたところであるが、皆様ご承知のとおり、過去には特別対策として同和問題の解決が図られたところであり、「同和問題」という表記はあくまでもそうした行政の施策の対象というイメージもある。また、例えば「えせ同和問題」や「えせ同和行為」という言葉もあるが、「部落差別」と言った場合、そうした問題が含まれるのかという疑問もあるので、「部落差別（同和問題）」という表記として施策を考えていくのが適切ではないかと考えているところである。

## 会長

先程の委員のご意見では、「12 さまざまな人権課題」に「ひきこもり」を入れてもよいのではないかということであったかと思うが、計画期間については、10年は少し長すぎるので、5年とした方がよいのではないかと考えている。県民意識調査も5年に1回実施されているということであるし、最近の人権課題の動向を見ると、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害、性的マイノリティに関する人権問題など、10年前にはあまり考えられていなかったものも多い。そうした点からも、10年ではなく5年とした方が、新たな人権課題にも対応しやすいのではないかと思われる。

## 委員

2点お伺いしたい。

1点目は先程から言われている「ひきこもり」に関する意見について、「不登校」に関する問題が混ざってしまっているのではないか。様々な事情によって学校に行くことができない子どもたちと、「ひきこもり」という言葉の対象となる方々は決してイコールではない。

委員のお話にもあったとおり、最近は学校に行かないという選択をする子どもも増えており、様々な考えを持つ家庭があると感じている。義務教育として子どもを学校に通わせるということは、親として当たり前のことではあるが、様々な事情によってそれができない場合でも、決してずっと家にいるという訳ではなく、もっと別の様々な学びの体験ができる場所に子どもを通わせている場合もある。学校に行かないという選択をしている家庭の全てが悲観的な状況ということではないと思われる。

長浜市でもいわゆるフリースクールのような形で、学校に行かない子どもたちに勉強だけではない色々な学びの体験を提供する企業があり、親の世代の考え方も変わってきているとも思われる。

そうした点も踏まえると、「不登校」と「ひきこもり」をイコールに考えるのではなく、分けて考えたほうがよいのではないかというのが1点目である。

2点目は「改定後（案）」について、今は物価が非常に高騰する中、経済格差がどんどん広がっていると感じているが、「上記以外のさまざまな人権に関する問題」に例示されている「自殺問題、ひきこもり、孤独・孤立等」の中に生活に困窮されている方の問題が含まれるのかどうか。そうした人々の人権が全く関係ないということはないと思われるが、どのように考えているのか伺いたい。

## 会長

1点目については、「不登校」という言葉はどうしても一定のマイナスイメージがあり、学校に行くことが普通で正しいことである、といった考え方が含まれているとも考えられるので、我々がこうした問題を議論する場合も注意するようにしたい。

2点目については、こうした人権に関する問題はどうしても差別等の自由権的な問題が

基本にはなるが、生活困窮となると社会権的な問題となり、国や自治体の財政事情などもあってなかなか難しい問題であると思われる。

#### 事務局（人権施策推進課）

1点目は他の問題でも必要な観点であると考えられるが、「ひきこもり」という言葉は人によって認識が異なる点もあると思われるので、丁寧な説明を加える等、記載する場合には工夫を検討してまいりたい。

2点目については、関係はあるが同一ではないものとして、現行計画でも「ホームレス」という項目が設けられている。貧困の問題は社会の課題ではあるものの、人権施策推進計画の中にどのような形で、どの程度の位置付けができるかというのは中々難しい問題である。私どもも日頃から研修等で「全ての県の施策は人権と関係している」と言っており、全ての生活に関わる問題は何らかの形で人の権利に関わるものであるが、そうした問題を全て人権の計画に網羅できるかという点、そこは難しい部分もあると考えている。

項目の取捨選択も含めて、皆様のご意見をいただきながら検討を進めてまいりたい。

#### 委員

現行計画の「1 対象者別」と「2 その他」という区分の考え方は理解できるが、「改定後（案）」では1から11までの後に「12 さまざまな人権課題」としてまとめられているのには、何か意味があるのか。1から11までの課題と12に含まれている課題では、課題としての重要性や取組の重さに違いがあったりするのかな。

#### 事務局（人権施策推進課）

今お尋ねいただいたところは事務局としても悩んでいる点であり、現行計画では「その他」という区分が重複して項目立てされていて分かりにくいということで、これを統合したところである。

しかし、単純に課題を羅列するだけではまとまりがなくなるという問題もあり、現行計画をベースとして「インターネット上の人権侵害」や「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」等、近年特に顕在化している課題を個別に挙げる形とした。

ただし、先程会長からもお話があったとおり、5年先や10年先となるとまた状況が変わるものとも考えられるし、人権問題については、取組の大小はあったとしても、課題としての重要性の軽重があるというのではなく、それぞれが重要な問題であると認識しているので、この点からもどのように表記するかを考える必要がある。

地域特性による違いやニーズの大小といった観点もあるが、あえて区分を設けない方が望ましいのか、順番をどうするのかといった点についても、ご意見をいただけると幸いである。

## 会長

「ヘイトスピーチ」に関しては、在日の方等、外国人に対するヘイトスピーチもあれば、被差別部落の方々へのヘイトの問題もある。また、ハンセン病に関しても、過去の宿泊拒否事件では、当該宿泊施設の支配人が療養所に行って謝罪をしたが、謝罪の仕方が非常に形式的だということで、拒否された。すると、ハンセン病元患者が生活する療養所に対して、様々なヘイトの文書が届いた。その内容はこの場では口にすることができないようなひどいものであり、差別用語のオンパレードであった。

こうした点を踏まえると、重要性の観点からは「さまざまな人権課題」には含めずに独立させることも考えられるが、この問題が外国人、伝染病患者、被差別部落の方、あるいは障害のある方にも関係するものであると捉えれば、どのように整理するのが難しい問題ということで、「さまざまな人権課題」に落とし込まれているものと理解している。この点に関しても、委員の皆様の意見を伺いながら検討することとしたい。

## 委員

先程から出ている「改定後（案）」に関して、少し加えていただきたい内容があるので、何点かお話しさせていただく。

まず1点目、私は介護の問題は人権に関わりがあると考えており、妻が夫を殺害するといった事件も発生している中、老老介護や老障介護といった問題もあるように、介護をめぐる人権問題は大変逼迫している。介護に関してはヤングケアラーの問題もあり、子どもが自分の時間を犠牲にして介護に関わらないといけないということも大きくクローズアップされている。

2点目は子どもの権利条約や障害者権利条約の総括所見が出されている中、子どもや障害者の意見表明権や、意思決定権をきちんと支援するべきである。高齢者や認知症の方にも関わる問題であると思うが、本人のことを周囲の人間が勝手に決めて進めてしまうという人権侵害も発生しているのではないかと考えられるため、意見表明や意思決定に関する支援、ということについても、何らかの項目があってもよいのではないかと。

3点目は以前の会議でも発言したと思うが、「孤独・孤立」はぜひ課題の一つに含めていただきたい。10年程前であったと思うが、障害のある子どもの母親が自宅に放火をして無理心中を図るという事件があった。この母親の悩みを周りの誰も知らず孤立してしまった結果、そうした事件が起こってしまったということである。「孤独・孤立」も子どもや高齢者等、様々な分野に関わる問題であり、これも欠かせない項目の一つになるのではないかとと思うが、一方ではこうした複数の分野に関わる問題をどのように整理するのか、というのが悩ましい問題でもある。

4点目は「ひきこもり」について、今は中高年のひきこもりの方も非常に多くなっている。そういう意味では、ひきこもりの問題は幅広い家族の問題として見ていかなければならない大きな問題となっている。特に男性の中高年のひきこもりが問題となっているので、

注目する必要があるのではないか。

ただし、先程もあったとおり、様々な項目を挙げていって項目数が増えてしまうということになると、やはり滋賀県としてはどのような特徴があり、それを踏まえてどのような対策を講じていくのかということを考える必要がある。「この問題は絶対やらなければならない」や「この問題は弱いからやめよう」といったことではなく、滋賀県の現状の中で切実かつ困難となっている問題については、きちんと手立てを講じるということを計画に盛り込むべきではないか。そうした観点からも、やはり計画期間が10年間というのは長いと思われるので、5年間の期間の中で、今取り組むべき優先順位や、取組の濃淡等も踏まえた内容とすることもよいのではないかと思われる。

## 会長

我々が議論しているのはあくまでも「滋賀県人権施策推進計画」の改定骨子案ということであるが、今、委員からご指摘があったのは、滋賀県が特に抱えている人権課題があるのであれば、骨子案に含める必要があるのではないかということであると思われるので、その点も留意しながら議論を進める必要がある。

ヤングケアラーについては、この言葉が出てきたことで初めてその実態が認識されてきたということであり、今までは同じような状況があっても、そうした子どもたちに中々関心を向けられていなかった。計画期間を5年間で考えるということは、こうした新たな人権課題への対応を考えるためでもある。

それでは、まだまだご意見もあると思うが、次回以降の会議でも引き続き審議するというので、次の議題に移らせていただきたい。

## 議題（3）パートナーシップ宣誓制度について

<資料3に基づき、事務局より説明>

## 会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いしたい。

## 委員

彦根市、近江八幡市および米原市の3市で既に制度が導入されているということであるが、子どもも対象に含めている米原市とそれ以外の市の状況に何か違いはあるのか。宣誓件数の現状等も含めて伺いたい。

## 事務局（人権施策推進課）

米原市のみが子どもも対象に含めたファミリーシップ制度とされているが、その理由と



しては、例えば保育園の送迎の際にパートナーの方が子どもを迎えに行けるようにするといったことを想定したものである。

なお、近江八幡市と米原市は今年度から制度を開始したということもあると思われるが、彦根市ではこれまでに4件の宣誓があったのに対し、後の2市ではまだ宣誓はないということである。

#### 委員

対象をどうするかという点について、対象が性的マイノリティかどうかを問わないというのは、本人が性的マイノリティであると自ら申し出なくても申請できるようにすることか。

そうであれば、そのような形となっている富山県や岐阜県、静岡県の3県で何か問題がなかったかどうか等、把握している情報があれば教えていただきたい。

#### 事務局（人権施策推進課）

他県の状況は電話等で確認しているところであるが、「一方または双方が性的マイノリティである」というのは、ゲイやレズビアン等、同性婚が認められていない状況の中でのパートナー関係を認めるということであるのに対し、異性同士のパートナーであっても何らかの事情で婚姻届を出していない方がおられる。そうした方も対象に含めているのが、富山県等の3県ということである。

なお、いずれの県においても、まだ制度が端緒についたばかりということであり、どのような問題が発生しているかということについては把握できていない。

#### 会長

富山県等の3県については、いわゆる事実婚のパートナーも対象に含めている、ということである。

#### 委員

県内では彦根市で4件の届出があったということであるが、届出内容の詳細は把握されているのか。

#### 事務局（人権施策推進課）

届出件数は各市に電話等で照会して把握したところであるが、その詳細についてはプライバシーの問題にも深く関わることから、確認していない。

#### 委員

「制度導入にあたって」ということであるが、制度を導入したからといっていきなり県

民の理解が広まるというものではなく、中学校や高校、各市町への出前講座等の取組を県が主導して実施されるのか。県の動きに追従するという市町は多いと思われるし、知事が積極的な発信をしている以上、同じような動きを取らざるを得ないところも多いと考えられる。そうした状況の中、県としてどのように取組を進めようとされているのか。

また、同じ滋賀県でも草津市のような都会と蒲生郡のような地方では、個々の家庭の状況が異なっている。直系家族の家庭が多い蒲生郡と核家族の家庭が多い草津市というように、都鄙の違いを踏まえたアプローチをどのように行っていくのか、何かお考えがあれば伺いたい。

#### 事務局（人権教育課）

1点目のご質問について、学校現場としては、性の多様性についてまず教職員が正しく理解することが重要であると考えている。その上で、日常の関わりや学習指導を通じて、多様な性のあり方を肯定的に受け止められるような環境づくりを目指すとともに、悩みを抱える子どもたちが安心して相談できる環境づくりに力を入れている。

また、子どもたちの学びも重要であると捉えており、県内の性の多様性に関する学習の実施率は年々上昇している。具体的な例としては、総合的な学習や探求の時間に大学の先生や当事者の方を講師として招き、講話やグループワークを実施している。ただし、そうした学習を県として補助しているということではなく、各学校が児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、独自に取り組まれている状況である。

#### 事務局（人権施策推進課）

啓発の取組に関しては、資料3の6ページにも記載しているが、制度の導入にあたっては、まずは理解の増進を図ることが必要ではないかというご指摘であると認識している。

いわゆるLGBT理解増進法も正にそうした観点から制定されており、国民の理解が未だ十分ではないということで、広域自治体である県としては、基礎自治体である市町とも連携しながらということにはなるが、悩みを抱える当事者がおられるということを認識していただくため、広報誌やラジオ番組、インターネット等、様々な媒体によって幅広く啓発を実施している。また、7ページにあるように、LGBT等の当事者の方から何か具体的な相談があった場合、それぞれ適切な相談機関に繋いで必要な対応ができるよう、県としての取組を進めているところである。

今後、制度を導入した際にも、他県では周囲の目が気になって申請をしに行くことが難しいという声があるとも聞いているため、そうした問題にも配慮しながら検討を進めてまいりたい。

#### 会長

世界人権問題研究センターのプロジェクトチームには「性的マイノリティと人権」とい

う研究グループがあり、そちらで京都府と大阪府の小中高校の教員を対象としたアンケート調査を実施したことがある。その中の「性的マイノリティや性の多様性について授業で取り上げる必要があると思うか」という質問において、「そう思う」と回答した教員の割合が70%以上であった一方、2017年に実施された国の学習指導要領案に対するパブリックコメントでは、文部科学省としては「まだその必要はない」という消極的な回答がされていた。

また、同アンケート調査では「性的マイノリティを外部講師に招いた学習が効果的である」と答えた教員の割合は94%となっており、今の学校現場の子どもたちは、性的マイノリティに対する理解が非常に進んでいるものと考えられる。性的マイノリティに対して忌避感を持っているのは40代以下では1割しかおらず、昔の教育を受けた50代以上の忌避感が高いという調査の結果もあるということである。

今、委員からご指摘があった都市部と地方での意識の違いということについては、まだあまり調査が実施されていないと思われるので、そうしたご意見があったということの研究グループに伝えさせていただく。

## 委員

宣誓後にパートナー関係を解消しようということになった場合の手続きについては、どのような形を考えているのか。不正利用等の問題への影響も懸念されると思うので、お伺いしたい。

## 事務局（人権施策推進課）

制度の具体的な内容については、ご意見をいただきながら今後検討していくこととなるが、制度を導入している府県では、パートナー関係が解消された場合、証明書を返却するというところで要綱に定められているところである。

## 委員

お互いが納得の上で関係が解消されていけばよいが、納得がないまま解消された場合、婚姻であれば調停離婚や裁判離婚等の方法があるが、この制度ではお互いが納得しないと関係性が解消できないということになるのか。一方から届出があっても、もう一方が納得していない場合はどうするのか。

## 事務局（人権施策推進課）

静岡県の場合は「返還届出書」を連名で提出することとなっており、一方だけではなく双方の同意が必要とされているので、本県でもこうした例も参考にする必要があると考えているが、ご意見を踏まえて対応方法を検討したい。

## 委員

連名で返還届を提出するということが難しいケースも想定されるし、ストーカー等の事件に発展する可能性も考えられるので、他の県ではこうだから、ということだけではなく、もう少し広い視野で、滋賀県としての制度を考えていただくようお願いしたい。

## 委員

先程学校教育のお話があったが、最近は標準服や制服を徐々に変えていこうという動きがある一方、まだまだ進んでいないという状況もあると思われる。県の教育委員会からも、各学校に対してこうした動きを進めるよう話をしていただけるとありがたい。

もう一点、制度の導入にあたっては、当事者の意見を取り入れるということを是非ともお願いしたい。こども基本法でも子どもの意見を取り入れることが定められているように、こうした問題も当事者の意見を反映する方向で検討するようお願いする。

## 事務局（人権教育課）

一点目のご質問について、県内県立高校では今、全ての学校で全生徒がスラックスタイルの制服着用を選択できるようになっている。

また、服装だけでなく、トイレの使用や子どもたちの呼び方等、いくつかの事項についての支援に関して文部科学省からも通知が出されており、県でも令和2年度に「先生のための性の多様性しおり」という資料を作成し、全教員の必携資料として配布している。このしおりには具体的な支援事例やチェックリスト等が記載されており、こうした資料に基づく研修等も実施されている。このように、県からも既に具体的な発信をしており、毎年実施している学校訪問や市町訪問でも、繰り返しお伝えしているところである。

平成27年度に文部科学省から通知が出されて以降、ほぼ毎年、性の多様性に関する教職員研修を実施しており、学校現場ではかなり理解や認識、取組が進んでいるものと思われるが、そのことに伴い、子どもたちの理解も進んでいるのではないかと考えている。

## 会長

今回成立したLGBT理解増進法でも、第6条で学校や事業者に努力を求める規定が設けられており、学校現場としても理解の増進に向けた取組を実施する必要があると思われる。

## 委員

2点お伺いしたい。

1点目は対象をどうするかということについて、LGBTQという枠組みで捉えていくのか、それともSOGIという枠組みで捉えるのかということによって、対象者像が変わるものと考えられるが、その点についての県の意向を伺いたい。

2点目は7ページの相談支援の取組について、私もいわゆる性的マイノリティの方何名かとお話したことがあるが、「どこに相談したらよいか分からない」という声が結構多かった。障害者の問題であれば障害福祉の相談窓口、女性の問題であれば女性の相談窓口があるというように、性的マイノリティについても専門の相談窓口を作ることを考えているのかどうか伺いたい。

### 事務局（人権施策推進課）

1点目については、今回のパートナーシップ宣誓制度の導入の検討にあたっては、LGBT等の方々への理解の増進が背景となっている。SOGI、性的指向・性自認の問題については、滋賀県特有の問題ではなく、国における婚姻制度の問題でもあり、法制度として対応されるべきものでもあると考えられるが、そうした中でも県として今、お困りの方のためにできることに着手しようということで、制度導入の検討を開始したところである。

皆様からもご意見をいただきながら検討を進めたいと考えているが、検討のスタートラインとしては、性的マイノリティの方のためであるということでお答えさせていただく。

2点目の相談支援の取組について、専門的な相談窓口に関しては、専門的な相談対応が可能な相談員による相談窓口を設ける、もしくはそうした相談窓口を紹介することができないかということで、今後の課題として検討を進めてまいりたい。当事者団体のようなところでピアカウンセリングができるようにする方法もあるが、一言に当事者といっても様々な方がおられ、中々難しい点もあるのではないかと考えているところである。

一方、LGBT等の方からのご相談といっても、学校での制服着用に関する相談であれば教育の問題ということになるし、職場でのハラスメントであれば労働の問題であるというように、個々の課題に対する適切な相談対応を行うために相談支援ネットワークを作っているところでもあるので、それぞれの御相談を必要な窓口につなぐことができるよう、取り組んでまいりたい。

### 会長

まだまだご意見があることと思うが、そろそろ定刻となるので、審議はここまでとさせていただきます。本日も発言いただけなかったご意見等があれば、事務局に直接お伝えいただくようお願いする。

それでは、本日の議事はこれで終了し、事務局に進行をお返す。

(以上)